

録画機能付セットトップボックス利用規約

株式会社御前崎ケーブルテレビ（以下「乙」という）は、乙が行う録画機能付セットトップボックスを利用した放送サービス（以下「本サービス」）の提供を受ける者（以下「甲」という）に対し、以下の利用規約に基づき提供します。

第1条（所有権）

本サービス提供に際して使用する録画機能付セットトップボックス（以下「本端末」という）は、乙から甲に貸与形式にて提供します。

2. 甲は利用契約の解約または、契約解除の際、速やかに本端末を乙に返却するものとします。この場合、甲は本端末およびその関連設備の撤去等に係る費用を負担するものとします。

第2条（機器の利用及び保管等）

甲は、使用上の注意事項に遵守して、利用及び維持管理するものとします。

2. 甲は、本端末に故障、不具合等が生じた際は、速やかにその旨を乙に通知するものとします。
3. 甲の故意または過失により生じた損害に対して、乙は一切責任を負わないものとします。
4. 甲の責に帰すべき理由により、本端末に故障、滅失、毀損等が生じた場合、乙は甲に損害賠償を請求することができるものとします。

第3条（本サービスの利用料金）

本端末は新たに追加設置、もしくは現在設置中のセットトップボックスと交換設置するものとします。

2. 新たに本端末を追加設置する場合、端末レンタル代として月額2,200円がかかります。
3. 現在設置中のセットトップボックスと交換設置する場合、端末レンタル代として月額1,100円が加算されます。
4. 表示の金額は、特に記載のある場合を除き全て税込です。

第4条（最低利用期間）

本端末の最低利用期間は、利用料発生月より6ヶ月とします。

2. 甲は最低利用期間に満たずに解約する場合、残余の期間に対応する利用料の額を、当社が定める期日までに一括して当社に支払うものとします。

第5条（録画データ及び個人情報の消去）

甲は利用契約の解約時や故障等での交換時、予め録画された番組データ及び個人情報を消去した状態で、本端末を返却するものとします。未消去状態で返却された場合、乙は甲に通知なく消去できるものとし、甲はこれを了承するものとします。

第6条（免責事項）

本端末の故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画できなかった場合、または故障時の修理に際して録画した番組が消失した場合、乙は一切責任を負わないものとします。

第7条（利用規約の変更）

乙は、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。

第8条（協議）

本利用規約に定めなき事項に関しては、放送サービスの契約約款を適用するものとし、疑義が生じた場合、双方誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

附則 本規約は2021年10月1日から適用します。